

菊池市分別収集計画 (第9期)

令和元年7月
熊本県菊池市

菊池市分別収集計画

令和元年 7 月

1 計画策定の意義

快適な暮らしとゆとりや潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムと市民一人ひとりの生活様式の見直しを、「ごみゼロ、循環型社会」づくり形成に向け積極的に転換を図っていく必要がある。実践にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場を理解しつつ、めざす循環型社会づくりの役割を明確にし、履行していくことが大切である。

本市は、平成17年3月に菊池市、七城町、旭志村、泗水町の4市町村(以下、「菊池地区・七城地区・旭志地区・泗水地区」)が合併し新市として誕生した。合併してから現在まで、ごみ処理は、菊池地区、七城地区、旭志地区は市施設及び民間施設で、泗水地区は、一部事務組合である菊池環境保全組合の施設で行ってきた。

現在、施設の老朽化に伴い、新たに菊池環境保全組合新環境工場を建設中であり、令和3年度からの供用開始に併せ、ごみ処理体系の統一化を図るところである。

また、統一後は、市内全域が菊池環境保全組合による処理区域となり、泗水地区以外の区域においては、その他プラスチック製容器包装について令和2年4月(試行期間を含む)から資源ごみとしての分別収集を実施することから、今後プラスチック関連の搬入量を見極め、本市の分別収集を慎重に進める必要がある。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の概ねをしめる容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化及び廃棄物資源の有効利用が図られ、環境への負荷の少ない地域社会の実現及び循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり次により基本的方向を示す。

- (1) 市民参加型のごみ減量とリサイクル運動を推進する。
- (2) 市内関係者が一体となった廃棄物循環型社会づくりを進める。
- (3) 不法投棄監視パトロールを実施し、不法投棄の根絶を図り環境美化を推進する。
- (4) 環境、ごみ問題等の教育、啓発の充実を図る。
- (5) 市民、事業者、行政が連携しマイバック運動を推進する。

3 計画期間

本計画は、令和2年4月を始期とする5年間(令和2年度～6年度)を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	1,726 t	1,713 t	1,700 t	1,687 t	1,674 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するに当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発活動

①施設を活用した環境教育・環境学習

廃棄物処理施設への学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、施設見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。

②出前講座等の実施

行政区や市民団体、事業所等を対象とした出前講座に積極的に職員を派遣し、ごみ・環境問題に対するより一層の理解と関心をもってもらうように努める。

③情報提供の充実

市広報やホームページ等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報を提供し、ごみの分別排出の徹底を図る。

④マイバッグ運動等の推進

買い物袋（マイバッグ）の持参運動の徹底等の普及啓発、及び販売店・小売店関係者との連携を図る。

⑤分別区分の周知

令和3年度から、新環境工場の供用開始に伴い、分別収集品目が細分化される。（泗水地区を除く）それに伴い、地区説明会、出前講座、市広報を通じ分別に関する啓発を行ってきた。今後は、分別方法に関するごみの分別冊子を作成し全戸配布するとともに、ごみステーションへの分別案内板の設置等、引き続き分別ルールの定着化を図り、適正排出の推進に取り組む。

⑥生活環境推進委員等との連携強化

環境保全に関する地域社会のリーダーとして、行政区に1名ずつ市から生活環境推進委員を委嘱し、ごみの分別指導、分別排出の徹底及び減量化・再資源化の普及活動に取り組む。

(2) 市補助金等交付制度

①資源ごみ回収団体奨励金の推進

行政区、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、引き続き実施団体に対する支援を行うことによりごみの減量化とリサイクルの推進を図る。

②ごみステーション整備補助金

各行政区で利用するごみ収納箱の設置等に要する経費を補助することで、環境衛生の保全に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の現状及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の分別に伴う適切な負担度合い、収集体制、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶・びん類
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		牛乳パック、紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ、または調味料を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック類、白色トレイ（発砲スチロールを含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	37t		37t		36t		36t		35t	
主としてアルミ製の容器	51t		50t		50t		49t		49t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	100t		99t		98t		97t		96t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	100t	0t	99t	0t	98t	0t	97t	0t	96t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	106t		103t		102t		102t		100t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	30t	76t	29t	74t	29t	73t	29t	72t	28t	72t
その他の色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	47t		46t		46t		45t		45t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	40t	7t	40t	6t	39t	7t	39t	6t	38t	7t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1t		1t		1t		1t		1t	
主として段ボール製の容器	36t		35t		35t		34t		34t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	12t		12t		12t		12t		12t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	12t	0t	12t	0t	12t	0t	12t	0t	12t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	90t		89t		88t		87t		86t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	90t	0t	89t	0t	88t	0t	87t	0t	86t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	50t		130t		128t		127t		126t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	50t	0t	130t	0t	128t	0t	127t	0t	126t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.6t		1.6t		1.6t		1.5t		1.5t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	0.6t	0t	1.6t	0t	1.6t	0t	1.5t	0t	1.5t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度(平成30年度)の分別基準適合物等の排出量×分別収集対象人口率×分別排出率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

現在、本市の資源ごみの分別収集体制は、指定袋によるステーション収集とコンテナ等による拠点回収とで行っているが、容器包装廃棄物の種類で分別・収集体制が旧市町村の区域ごとに異なる。なお、平成23年度から泗水地区を除く区域では、プラスチック製容器包装の分別収集を止めて、可燃ごみと一緒に固形燃料ごみとして収集し、市のごみ固形燃料化施設で処理を行っている。

令和3年4月から菊池環境保全組合へ菊池市全域加入し、令和2年4月からの試行期間を含めて、ごみ処理体系の統一化により菊池環境保全組合での分別区分等に統一することとなる。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶・びん類	委託業者によるステーション収集	・選別(市民・一部事務組合) ・保管(一部事務組合)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者によるステーション収集	・選別(市民・一部事務組合・民間業者) ・保管(一部事務組合・民間業者)
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	委託業者によるステーション収集	
		(白色トレイ)	白色トレイ(発砲スチロール含む)	

※菊池環境保全組合で分別収集について、現在協議中のため今後変更となる可能性もある。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市の資源ごみ処理方法は、合併前の旧市町村ごとに異なっている。

(1) 菊池地区

毎月1回11種類（活きびん、透明びん、茶色びん、その他色びん、アルミ缶、スチール缶、新聞紙、その他紙を含む雑誌、ダンボール、牛乳パック、古布、）に分別されたものをコンテナ等で拠点回収し、直接資源化又は民間委託で処理している。

また、ペットボトルについては、家庭で指定袋に分別したものをステーション収集し、民間委託により再選別・圧縮・保管を行っており、プラスチック製容器包装については、固形燃料ごみとして可燃ごみと一緒に指定袋によりステーション収集し市の処理施設で固形燃料化を行っている。

なお、指定袋で収集された不燃ごみからも民間委託により選別し再資源化している。

(2) 七城地区

毎月1回5種類（アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、段ボール及び古紙）に分別されたものをエコバッグで、5種類（一升びん、ビールびん、無色びん、茶色びん、その他色びん）に分別されたびん類をコンテナで収集し、直接資源化及び民間委託で処理している。プラスチック製容器包装については、固形燃料ごみとして可燃ごみと一緒に指定袋によりステーション収集し市の処理施設で固形燃料化を行っている。

なお、指定袋で収集された不燃ごみからも民間業者委託により選別し再資源化している。

(3) 旭志地区

ペットボトル、缶類及びびん類に家庭で分別し指定袋でステーション収集し、民間委託により再資源化している。プラスチック製容器包装については、固形燃料ごみとして市の処理施設で固形燃料化を行っている。

なお、指定袋で収集された不燃ごみからも民間業者委託により選別し再資源化している。

(4) 泗水地区

びん缶類、古布、古紙、新聞紙、段ボール、牛乳パック、ペットボトル、プラスチック類を指定袋で分別収集し、白色トレイ（発泡スチロールを含む）は、指定袋で拠点回収し、菊池環境保全組合の施設及び民間委託により処理している。

なお、令和3年4月（令和2年4月からの試行期間を含む）の新環境工場供用開始後は、市内全域が菊池環境保全組合による処理区域となり、菊池環境保全組合環境美化センター及び民間処理施設において中間処理を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 行政区ごとに生活環境推進委員 1 名を委嘱し、ごみの減量化及びごみの再資源化の普及活動並びにごみの正しい出し方の指導を推進するとともに、分別収集を円滑かつ効率的に行うために行政と市民が連携強化を図る。
- (2) 子ども会等の市民団体による集団回収を促進するために、資源ごみ回収団体の登録の拡充を図るとともに行政区単位の集団回収を促進する。